

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科産業技術学専攻履修細則

〔平成27年2月26日〕
細則第1号

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科産業技術学専攻履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則(平成22年学則第1号。以下「学則」という。)及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程(平成22年規程第7号。以下「大学院履修規程」という。)に規定するもののほか、産業技術学専攻の履修コースにおける履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(履修要件)

第2条 産業技術学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基盤科目においては、必修科目として、履修する履修コースが開設した「産業技術学セミナー」2単位を含め、6単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目においては、履修する履修コースが開設した授業科目の8単位以上を含め、14単位以上を修得しなければならない。
- (3) 1年次に基盤科目及び専門科目の中で、必修科目の6単位を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。

(その他)

第3条 「1」及び「2」が付されている授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の単位を修得(大学院履修規程第7条に定める標語の成績)していることを必要とする。

2 専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

3 この細則に規定するもののほか、学則第59条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第67条第1項に規定する早期修了要件に関し必要な事項は、専攻教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。